

公益社団法人世田谷法人会 地区規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）各地区は、この法人の定款第3条（目的）に規定する目的を達成するため、本規約に基づき組織し事業活動を行う。

(事務所)

第2条 各地区の事務所はこの法人の事務局に置く。

(事 業)

第3条 地区は地情的実情に即し独自に次の事業を行う。

- (1) 国税・地方税に関する各種講習会・講演会の開催
- (2) 経営及び経理に関する研究
- (3) 各種講演会・懇談会等の開催
- (4) 会員増強並びに退会防止等の組織に関する事業
- (5) 地区会員のための施設見学会並びにレクリエーション等の行事の開催
- (6) 地域社会貢献及び公益目的に関する事業
- (7) その他必要な事業

第2章 役 員

(役員の種類)

第4条 各地区は次の役員により構成する。

- (1) 顧問・相談役 若干名
- (2) 地区長 1 名
- (3) 副地区長 3 名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監事 1 名

(役員を選任)

第5条 地区役員は地区年次報告会において選出するものとし、地区長は、地区役員の間選により選出する。

- 2 地区長はこの法人の常任理事を兼ねる。
- 3 地区長は、地区役員会の承認を得て、地区役員を理事として推薦することができる。

なお、推薦する地区役員は3名以内とする。

(役員職務)

第6条 地区長は、地区を代表し地区業務を総理する。

- 2 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に支障あるときは、地区長の指示によりその職務を代行する。地区長の指示がない場合は、あらかじめ定められた順位又は副委員長相互の協議により代行者を決する。
- 3 役員は、地区の運営を協議執行するとともに、この法人の委員会規程第4条（構成員）に定める委員を推薦する。
- 4 会計監事は地区会計の管理と監査を行うほか、地区の運営を協議執行する。
- 5 地区会員が死亡した場合は、地区長はその旨を直ちに本部に連絡するものとする。

(役員任期及び解任)

第7条 この法人の定款第22条（役員任期）、第23条（役員解任）の規定は、地区役員に準用する。

(役員報酬)

第8条 役員は無報酬、名誉職とする。

第3章 年次報告会及び役員会

(議長)

第9条 地区の年次報告会及び役員会の議長は、地区長がこれにあたる。

(会議)

第10条 地区の会議は、年次報告会（臨時）及び役員会の会議とし、議決は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長が決する。

(事業計画案及び収支予算案の策定)

第11条 本会の事業計画及び収支予算案は、各地区が分担して次の手順により策定する。

- (1) 各地区は毎年1月末日までに翌年度の事業計画及び収支予算の原案を作成し、事務局を通じて会長に提出する。
 - (2) 会長は、各地区の原案を総合的に調整し、これを事業計画案及び収支予算案に取りまとめ、3月の理事会に付議する。
- 2 各地区は、年度の中で実施する必要がある事業については、早期にその事業計

画案及び収支予算案を作成し、会長を通じて理事会に付議する。

(事業計画実施及び予算の執行)

第12条 各地区は、年度当初なるべく早い時期に役員会を開催し、事業計画について次の事項を協議決定する。

- (1) 事務局への指示
- (2) 関係委員会との調整事項と調整方法

2 各地区は、役員会において、次の事項について協議決定する。

- (1) 事業計画についての細目の打ち合わせ
- (2) 理事会への報告資料の取りまとめ
- (3) その他必要な事項

3 各地区長は、地区の事業計画の実施状況を各事業実施後2週間以内に事務局を介して報告する。

4 年度の中で実施することを決定した新規事業は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告案及び収支決算案の作成)

第13条 各地区は、毎年4月上旬、前年度の事業実施結果に基づく事業報告及び収支決算書を作成し、年次報告会で承認を得るものとする。

(年次報告会)

第14条 地区年次報告会は毎年1回会計年度終了後、原則として1ヶ月以内に開催する。

必要ある場合には臨時報告会を開催することができる。

2 地区年次報告会は地区長が召集する。

(役員会)

第15条 役員会は必要に応じ随時地区長がこれを召集する。

第4章 地区の統合

(統 合)

第16条 地区が第3条の事業並びに第14条の年次報告会、第15条の役員会を開催せず、この法人の目的が達成されず、もしくは事業が遂行されないとこの法人の理事会が判断した場合、又は地区長からの申し出によりこの法人の理事会において審議し統合が相当と判断した場合、当該地区を隣接地区と統合することができる。

第5章 会 計

(会 費)

第17条 地区の通常会費は原則として徴収しない。

2 事業経費はこの法人において定める各年度予算の範囲内において、この法人から補助費として地区に対して交付する。

3 前項の定めにかかわらず、地区が独自の活動に関し、その費用を賄うため役員会において承認を得て臨時会費を徴収することができる。

4 研修会等会費は概ね実費の7割とする。但し、内容等により地区長の裁量でこの限りとしない。

(会計年度)

第18条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、予算案及び収支決算書を地区年次報告会に提出しその承認を得なければならない。

(改 廃)

第19条 この規約の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

(その他)

第20条 この規約に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

1 本規約は、平成21年4月1日より施行する。

2 本規約は、平成25年4月1日より施行する。

3 本規約は、平成26年4月1日から施行する。

4 本規約は、令和6年3月27日から施行する。